

判 決 要 旨

福岡高等裁判所那覇支部平成28年(行ケ)第2号選挙無効請求事件

原告・齋藤祐介

被告・沖縄県選挙管理委員会

平成28年10月20日判決言渡

1 事案の概要

本件は、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）について、沖縄県選挙区の選挙人である原告が、公職選挙法14条1項、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（本件定数配分規定）は憲法に違反して無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。被告は、本件選挙当時、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない程度に達しているとはいえず、仮に達しているとしても、本件選挙までの期間内に本件定数配分規定の改正がなされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえないとして、これを争っている。

2 結論（主文）

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 理由の要旨

(1) (投票価値の平等について)

憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求しているものと解される。憲法は、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価

値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由の関連において調和的に実現されるべきものである。憲法が二院制を採用した趣旨からみて、参議院議員の選挙制度の仕組みは、その制定当時においては国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかし、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、参議院議員選挙に係る議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

(2) (本件選挙における選挙区間の投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたといえるかどうかについて)

参議院の選挙制度が設けられて以降一貫して、都道府県を参議院議員の各選挙区の単位とする選挙制度が採用され、かつ、長期間にわたり5倍前後の較差が継続している状態にあつたところ、平成27年の公職選挙法の改正は、一部の選挙区の定数の増減にとどまらず、2つの合区を創設することにより、都道府県を参議院議員の各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改め、これにより、同制度の見直しを求めた最高裁平成24年10月17日大法廷判決及び最高裁平成26年11月26日大法廷判決の趣旨に沿う措置を採つたといふことができる。そして、その結果、長期にわたり5倍前後の大きな較差が継続している状態を解消し、投票価値の平等の観点からはいまだ不十分といわざるを得ないものの、上記の較差を3.08に大幅に縮小させたものである。そうすると、上記改正により定められた選挙制度の仕組みは、上記各最高裁大法廷判決の指摘した違憲状態の解消に向けたものであつたといふことができる。また、本件定数配分規定の下での上記較差が長期間にわたり継続していると評価することはできない。

以上の平成27年の公職選挙法の改正の経緯及びその内容に加え、憲法上、参

議院と衆議院につき、一定の事項について衆議院の優越が存在するほか、任期も異なる一方で、立法を始めとする多くの事項について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えているといった異同があり、かつ、参議院議員の選挙制度につき、半数改選という憲法上の要請が存在することに照らせば、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、必ずしも衆議院議員の選挙におけるそれと同程度のものが要請されるものとは解し難いこと、さらに、本件選挙は、平成27年の公職選挙法の改正後初めて実施された選挙であることに照らすと、上記改正により定められた選挙制度の仕組みは、本件選挙の当時においては、国会の裁量権の行使として合理性を有しないものということとはできず、したがって、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態にあったとまでいうことはできない。

(3) (結論)

以上によれば、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとはいえないから、その余の争点について判断するまでもなく、本件定数配分規定の下で施行された本件選挙の沖縄県選挙区における選挙が無効であるということとはできない。

以 上